

令和3年度 第2回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和3年7月15日（木）午後1時01分から午後2時47分まで

場所 Zoomによるオンライン開催

<会議次第>

開会

- 1 会長挨拶
- 2 審議

（1）文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価（重点及び成果指標）について

（2）文京区男女平等参画推進計画の改定について

（3）その他

- 3 その他

閉会

<文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）>

出席者

内海崎 貴子 委員、斎藤 文栄 委員、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、千代 和子 委員、城戸口 隆俊 委員、岩永 有礼 委員、大城 隆嗣 委員、黒田 真紀 委員、湯田平 眞二 委員、小野 博史 委員、牛嶋 大 委員、鈴木 洋子 委員、中野 睦世 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

戸野塚 一枝 委員

<事務局>

出席者

総務部長 吉岡 利行、総務部ダイバーシティ推進担当課長 増田 密佳子

欠席者

なし

<傍聴者>

2人

内海崎会長：それでは定刻となりましたので、令和3年度第2回文京区男女平等参画推進会議を始めたいと思います。

まず、オンラインによる会議の進め方と、事務局職員の異動について、簡単に事務局から説明をお願いします。

増田課長：よろしく申し上げます。初めに、皆様にご報告申し上げます。7月6日付けで、文京区総務部ダイバーシティ推進担当課長の異動がございました。私は、野苺家課長の後任として参りました、増田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、オンライン会議開催に当たり、ご注意いただきたい点をご説明いたします。

まず、参加に当たりましては、今ご覧の共有画面の資料のとおりでございます。発言者以外の方は、音声をオフにいただければと思います。発言をされる際には、まずお名前を声に出していただき、会長から指名されてから発言をお願いいたします。声による発言がないと会議録に残すことができませんので、チャットでのご発信は不可とさせていただきます。また、資料の画面共有につきましては、事務局にて行います。発言の途中でも、必要に応じて事務局で共有を行いますので、ご了承ください。

説明は以上です。

内海崎会長：本日の委員の出席状況を、事務局よりお願いします。

増田課長：本日の委員の出席状況でございます。戸野塚委員につきましては事前にご欠席、また森委員につきましては、入室はされておりますが、会議のご出席が遅れるとご連絡を頂いております。また、城戸口委員におかれましては、途中でご退席される旨、ご連絡を頂いております。

報告は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、次に本日の配付資料につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

増田課長：それでは、事前にお送りをしております、本日会議資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、資料第1号、文京区男女平等参画推進計画の推

進状況評価について、次に、資料第2-1号、「文京区男女平等参画推進計画」改定に係る基本的考え方について、次に、資料第2-2号、文京区男女平等参画推進計画の体系案です。その他、事業チラシをお送りしておりますが、この同封いたしましたチラシの中で、7月17日に男女平等センターにて開催予定のプラスワンセミナーにつきましては、緊急事態宣言の発令に伴いまして、9月11日土曜日に開催が変更となりました。ご了承ください。

資料の説明は以上でございます。ご不明なところがありましたら、マイクをオンにさせていただいて、お申出いただければと思うのですが、大丈夫でしょうか。

説明は、以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

本日の審議事項は、推進状況の評価と、それから計画の改定と、審議事項は二つですね。時間が限られていますので、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは初めに、審議事項の(1)文京区男女平等参画推進計画の令和2年度推進状況評価(重点及び成果指標)について、議題とさせていただきます。まず、事務局より説明をお願いします。

増田課長：それでは、資料第1号、文京区男女平等参画推進計画の推進状況評価につきまして、簡単にご説明申し上げます。

この計画を全庁的に推進していくため、この計画期間において、毎年事業の評価を行っております。

まず1、重点項目の指定です。評価に当たりましては、全事業ではなく、こちらの会議において①から③までの視点をもちまして、重点項目(11事業)の選定をしております。

その2、評価方法ですが、評価に当たりましては、各部署から前年度の実績を報告し、自己評価を行い、次年度に向けた課題が示された重点項目の11事業につきまして、この会議の委員の皆様にてご意見を頂き、評価してまいります。

そして、年度末までに、3、男女平等参画推進計画推進状況報告書を作成し、区議会へ報告となります。

2ページ目は、計画の体系図に、重点事業の11事業を右側に記載したものとなっております。

3ページ目は、毎年報告書に掲載をしている評価表の記載例となります。

そして、4ページ目からは、各重点項目となっております。

今回、重点項目のうち事業番号67番、「委員会・審議会等への男女平等参画の推進」です

けれども、区の委員会、審議会の男女の比率等を毎年7月頃に公表しているものでございまして、この会議の資料作成時は評価中でしたので、次回の第3回に、ご報告をさせていただきます形になります。ご了承ください。

また、重点項目以外の117の事業につきましても、次回第3回にてご報告をいたします。

そして、ページが飛びまして29ページ、最後のページとなります。こちらは、課題に対する目標と成果指標でございます。左側から課題、成果指標、現状、目標値という形になっておりますが、一番左側の部分につきましては、男女平等参画推進計画の項目に沿った記載となっております。その項目に沿った形で目標値を設定しており、現状のところは実績となります。毎年更新される部分につきましては、この現状の欄になりまして、その他の課題、成果指標、目標値は、毎年のご変更はございませんで、こちらの会議にこのような形で報告として提出をしているのみとなります。ただ、来年度からの計画改定に当たり、次回の第3回で、この成果指標につきましては、ご検討をいただく予定でございます。

説明は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、各事業番号順に個別に進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。それではまず、事業番号2ですね。学習指導の充実です。そこから事務局より説明をお願いいたします。

増田課長：それでは資料第1号、4ページでございます。重点項目の2に入っております。

全体として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の中止が多くなっておりますので、実施回数ですとか、前年度より減っている、若しくは中止、規模を縮小となっているところが多くございます。

事業番号2、「学習指導の充実」でございます。令和元年度実績に対するこちらの推進会議の評価を受けまして、インターネットによる人権侵害、SOGIなどについて理解を深めるため、教職員への研修会を充実させまして、事業実績②教育課題研修会における実施回数が増えております。

5ページ、所管課評価といたしまして、研修を通じ、参加者が児童生徒をとりまく課題を認識し、指導の必要性についての意識が高まったとしております。また、今日的人権課題を取り上げた研修を充実させ、教員の意識啓発や理解につなげるということ、人権尊重の意義について、保護者・地域に対しても理解・啓発を深めていくことを、次年度の課題としているところです。

説明は以上です。

内海崎会長：それでは、委員の皆様方、ご意見をどうぞ。事業番号2、「学習指導の充実」についてです。ご意見がおありになれば、マイクをオンにしてご発言ください。

よろしいですか。特によろしいですか。よろしいようですね。

参加対象、どれくらい参加なさったか、参加者数、先生方の人数が分かるかというの、ちらっと見ていて思った点ですが、それ以外はいいかと思うんですけども、よろしいですか。もし事務局で人数が分かるようでしたら、確認を取っていただければと思います。各テーマで講師をお招きして、研修会をなさっていらっしゃるみたいですので、少し参加者数がどの程度なのかということに記載できればと思います。

特にご意見がないようでしたら、時間が限られていますので、進んでいきます。必要でしたらまた戻りますので、気付かれた点がありましたら、ご発言をどうぞお願いいたします。

それでは、事業番号9ですね。啓発事業のところですね。事務局、ご説明をお願いします。

増田課長：今、会長のほうから頂きました参加人数につきましては、数を確認をいたしまして、次回3回でお伝えいたします。

では重点項目9について、ご説明申し上げます。

7ページでございます。「男女平等参画啓発事業の充実」でございます。主に、私どもダイバー推進担当の事業で、かなり盛りだくさんではございますが、記載のとおりでございます。

8ページです。評価の理由ですが、コロナ禍におきましても、意識向上、理解促進のため、事業実施方法につきまして検討を行い、Z o o mなどを活用しオンラインにて事業を実施をいたしました。そうしたことで、オンライン環境に慣れている、また、匿名性が担保されまして、参加しやすいというところもあり、若い世代の参加者の方が増えたという効果も確認ができたところでございます。ただ、全体的に事業の中止が多く、デートDV予防講座ができなかったということもあまして、年度評価といたしましては3としたところでございます。

また、オンライン事業では、アンケートの回収率が対面に比べてちょっと低くなってしまったもので、その改善が課題と捉えているところでございます。

説明は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方、ご意見をお願いいたします。「男女平等参画啓発事業の充実」のところですね。お願いいたします。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：藤井です。⑥の内閣府「理工チャレンジ事業」は、私が内閣府に勤めているときに自分が担当して始めた事業だったので、すごい懐かしく見ていたところではありますが、最近登録がないんですね。文京区って大学を抱えていたり、割と研究者が多いところですので、是非メッセージを送っていただきたい。ロールモデルになるような先輩方はたくさんいらっしゃると思うので。これは、働きかけなどをするとお願いできるんでしょうか。なかったのが残念なのかなと思いました。

内海崎会長：事務局、いかがですか。働きかけは何かの方法で可能ですかね。

増田課長：会長、事務局です。働きかけについて、今般ちょっと文京区としても足りていなかったところございますので、次年度に向けて働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

吉岡部長：すみません。前回の会議においても、森委員から文京区には女子大学の理学部もあるということで、それはいわゆる一つの区の特徴ということもおっしゃっていただいていますので、それについては、何らかの形で計画にも盛り込みたいと思います。それに合わせて、こちらのほうも推進してまいりたいというふうに思っています。

内海崎会長：ありがとうございます。是非、女子大は二つでしたかしら。しかも理学部がある女子大なので、是非メッセージを送って、登録団体を増やしていきたいというふうに思いますので、事務局よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ほかに。文女連（文京区女性団体連絡会）ですね。

千代委員：文女連の千代です。今までずっと文女連では、女子中学生向けの理系の生徒さんを集めて、理系の夏休み講座をやっていたんですが、中学生という時間帯の方たちを集めることがとっても難しかったんですね。だから、日本全体で理系女子が少ないわけで、どのようにして働きかけていったらいいのかなかなか分からなくて。ここにあるのは、対象は何年生ぐらいがなっていますでしょうか。内閣府のこちらの応援団登録というところの対象は。

内海崎会長：事務局、いかがですか。対象の年齢のようですね。でも、女子高生・女子学生を応援するとありますから、中学生も入れていいと思うんですが、なかなか中学生は難しいですかね。

千代委員：夏休み入ると、塾に行ったりとか、学校があつたりとか、時間的にほかの日もなか

なか取れなくて。あと、PR自体が難しいと前もお伝えしたんですけれども、女子中学生だけだと平等じゃないから、男子生徒も入っていないとチラシを配れないと、前に言われたことがあって、その辺は各校の校長先生方に配れるよう、お願いしますと前回は申し上げたと思います。

内海崎会長：ありがちな学校の、女子だけだと不平等というね。

千代委員：その点だけなんですよね。

内海崎会長：そうなんですよね。両方一緒にあればオーケーだけれども、片方だけは不平等でしょという、何かちょっとよく分からない説明をされるんですが、どうでしょう、PTA関係の委員の方は今日いらっしゃっていますかね。大城委員がそうですね。大城さん、ちょっとすみません、じゃあ、お願いします。

大城委員：小P連（文京区立小学校PTA連合会）から出ております、委員の大城です。今のご質問って、学校で、女の子だけに配ることは可能か不可能かなんですかね。

千代委員：そうですね。

大城委員：なのであれば、実際、ちょっと難しいは難しいです。難しいんですが、不可能であるとは思わないです。

千代委員：一度、中学校に予約を取って伺って、配ってくださいとお持ちしたんですが、多分、そのチラシは配られていなかったような気がするんですよね。

大城委員：小学校のPTA会長をやらせていただいている、小学校のPTA本部から配布を各クラスにお願いするという流れを、今考えているんですけれども、そのときに難しい理由は、やっぱり特にないですね。先生が女子にだけ渡していけばいいだけなので、やっぱり見当たらないですね。中学校の場合も、多分一緒だと思うんですが、いかがですか。

千代委員：全員に配っていただいても、もちろんよろしいんですが、参加は限られた人数なので、やっぱりそのところも、こちらの配布の仕方も難しいと思うんですけれども、それが配布されたかどうか分からなくて。やっぱり不平等だって、ずっと男子にも配らないと言われていたので、理系女子が少ないからと、そのところは力入れているわけなんですけど、どうもそこで足踏みしてしまった原因がございます。

内海崎会長：中学校は黒田委員ですよね。お願いします。

黒田委員：中P連（文京区立中学校PTA連合会）の黒田と申します。音羽中のPTA副会長をしています。校長先生次第なのかなという気がしてまして、今の配る、配らないということで、例えば、女子限定のお手紙であっても、男子にも配ってもいいんじゃないかなという

気はしています。全員に配って、自分は女子だから対象だなと思って申し込むということで、全員に配ったらいいのかなと、今、思っていました。ただ、さっきおっしゃっていた、中学生は忙しいというのは確かにそうで、夏休みになれば、もう毎日部活があるようなところもありますし、あと夏休みは、試合とかで前半に割と部活が偏っているような気がします。割と夏休みのお盆以降だと、部活にもよるのかもしれないですが、そういうのには来やすいかなというのが一つです。あとは、学校に来ていただいて、何か講演をしていただくのはどうかと思います。男女両方が対象になってしまいますが、そこはちょっとなかなか難しいかと思うんですが、今はコロナ禍ですし、そんなことをちょっと思って、聞いていました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。大城さんですか。この件。

大城委員：この件なんですが、よろしいでしょうか。

内海崎会長：どうぞ。

大城委員：小P連、大城です。もう一度、文女連で、誰からどのようなコメントが返ってきて、それで配れないというふうに認識されていらっしゃるのかを、もう少し詳しく教えていただいてもよろしいですか。

千代委員：学校名を出してよろしいのでしょうかね。予約してチラシ持って行って、配布してくださいとお願いしに行ったんですが、その結果どうなったか全然分からないし、あと今、音羽中の方に先生と一緒に来ていただいたこともあるし、やっぱり校長先生次第なのかなと思いました。あと、やっぱり中学生の女子対象にずっと実験をやっていたので、講演というわけにもいかなかったんですが、そのときに来てくださったのは、私学の学生さんが来てくださったこともありました。だから、公立って難しいのかなとは思いましたね。

内海崎会長：どうぞ。

大城委員：小P連、大城です。今のお話をお聞きしますと、通常、PTAに配布の依頼が来る経路は、特に学校を通していなくて、文京区の教育総務課から交換便等で届いたものを、これを配ってくださいという流れで来るもので、なので、校長先生次第という流れになるのは、学校に直接お持込みになっていらっしゃるからなのかなと思います。なので、区の協力が頂けるのであれば、教育総務課から各学校宛ての校内便でPTA会長宛て、若しくはPTA本部宛てとか、PTA会長と副会長宛てとかというふうに出していただくと、その内容を見て、配る必要性に関してはPTA本部の役員たちが考えるかと思いますが、そこには校長先生の意思というのは入ってこないかなというふうには思います。参考になればと思います。

千代委員：ありがとうございました。今までの疑問が解けました。学校の校長先生のお声がけで全部できるのかなと思っていましたので、PTAとの関わりがよく分からなくて、本当に今日よく分かりましたので、そのように今度はやらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

内海崎会長：よろしくお願ひします。多分、校長会というのがあると思うので、学校長に願ひするのであれば、教育委員会を通して、ぼんと校長会に下してしまうか、今、大城委員がおっしゃったように、教育総務課から別ルートで送るかのどちらかだと思いますね。校長会を通して、ぼんと上から落としてもらおうと、これは校長は配りますので。各学校に行かれるのは、一番効率が悪いかもしれません。

それから、原さんが手を挙げられていたと思うんですが。

原委員：性自認および性的指向に対するセミナーの内容ですね。これについて、ちょっと伺いたいことがあります。

内海崎会長：結構です。どうぞ。

原委員：すみません、ちょっと途中で音声途切れるといけないので、画像だけちょっと一瞬消します。

令和2年の④ですね。とても細かく研修を行っていただいているというふうにお見受けして、有り難いんですけども、この中で教職員向け研修の内容は、ReBitさんがご担当ということなんですが、この内容の中に、どれほど職員に対する配慮があるのか。職員がLGBT当事者というのが実はいるわけで、隣接区でもご相談を受けていて、幼稚園に勤めている職員の方が、性自認に関していろいろハラスメントを受けて困っているというような相談が来るんですね。この場合、そのReBitの研修内容の中にきちんと職員同士の関係とか、管理職がどうやってその職員さんを管理しているかという、そういうことまで入っているかどうか伺いたいんです。

内海崎会長：事務局、いかがですか。セミナーの内容ですね。ReBitの教職員向けのところですね。情報をお持ちですか。

吉岡部長：すみません。教職員も一般職員向けもそうだと思いますけれども、当然、区役所や学校の中では、管理する立場の者もおりますし、管理されて仕事をする立場の者もおりますので、その間の、性自認、性的指向に関する取扱いですとか、様々な事例については、こういったことで研修をお願いしたいということで依頼をしておりますので、そういった具体的な例も出していただきながら、きちんと講義をしていただいて、それを受講して身につけて

いくという内容になっているかと思えます。

内海崎会長：原さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

原委員：では、確認なんですけれども、実は、今回私どもが今ご相談を受けている例は、幼稚園での用務員の方の相談事例なんです。そして、これは他区で、隣接区ですが、勤務中は、男性として制服に着替えて勤務していると。通勤だけ女性として通勤しているということが注意を受けまして、そういうことをすると、要するに保護者に見られると。見られて苦情を言われたらたまらないので、やめてくれというような、今、注文を受けているということで、非常に困っているということなんです。

ですから、こういったことって非常に多いんですけれども、一応研修では、その辺の保護者の目を気にしてとか、そういうことをきちんとカバーするようにしておかないと。幼稚園って、結構漏れることが多くてですね。それにプラス職員ということで、結構漏れていることが多いんです。ですから、研修の中でできればそこをちょっと、必ず触れるようにということで、これからもお願いしたいと思えます。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。幼稚園は、公立幼稚園ですかね。私立ですか。

原委員：幼稚園は、この場合は区立の幼稚園でした。

内海崎会長：区立幼稚園さんということであれば、区教委（教育委員会）の管轄になりますよね。

では、ちょっとReBitさんの研修内容についても、少し把握をしていただきたいことと、多くの場合、教職員向けとなると、教職員よりは教職員が対応している子どもに、児童・生徒に対してどうするかというところに絞込んだ研修というのが多くて、どうしても職員間の中身を対象にしたものですか、職員と保護者との関係、そういったことがどうも研修から抜け落ちる傾向があることは確かです。少し、中身を確認していただければと思います。事務局、お願いします。

吉岡部長：会長、ご意見ありがとうございます。正に言われるとおりでございまして、学校と申しますと、学校の先生と生徒・児童という関係が主になるかと思えますけれども、そこには当然保護者もいますし、そこに勤めている職員もいますので、それら全体としてどうふうに性自認、性的指向について、きちんとした知識を持って、自らの行動をしていくのかというのを、きちんと研修で教えてまいりたいと思えます。どうもありがとうございます。

内海崎会長：それでは、すみません。次の事業番号13に進みたいと思えます。13と16、一緒に

説明していただいてよろしいですか。

増田課長：はい。

内海崎会長：では、13と16、続けてご説明いただいて、地域社会のところですので、一緒に検討したいと思います。事務局、お願いします。

増田課長：それでは、重点項目13です。9ページでございます。「地域活動団体への男女平等参画への働きかけ」でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、活動実施なしの団体もございまして、各所管からの働きかけが厳しい状況でございました。しかしながら、そのような状況でも、関係団体の会長職における女性の割合が、若干増加しているところでございます。引き続き、各所管部署に働きかけていくとともに、各団体に依頼しやすいように、チラシ等内容を見直してまいります。

13については、以上でございます。

続きまして、重点項目16、13ページでございます。「男女平等センターにおける学習機会提供の充実」でございます。事業実績は、記載のとおりでございまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者、事業実施数など、令和元年度より減少となりました。そのような中でも、⑦講演会では、オンライン開催とすることで、コロナ禍においても多くの方に向けて、事業を実施することができました。

14ページでございます。令和元年度の推進会議評価意見でもございました、オンラインでの講演会実施、新型コロナウイルス感染症拡大に関連するDVなど、社会状況に応じたテーマ設定した事業を実施いたしました。次年度に向けた課題といたしましては、引き続き、社会情勢を捉えた事業企画を行うとともに、参加者のニーズに応じてオンライン開催について検討するとしております。

説明は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それではまず、事業番号13のほうですね。「地域活動団体への男女平等参画の働きかけ」について、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

これは、例年、なかなか進まないところなんですよ。男女平等参画がどうも進まない関係団体ですので、それでも少しずつ進んできたかなという感じですね。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：評価ということですので、やはり数字だけ見ると、なかなか本当に進みづらい分野だということは私も同感でして、でも働きかけは変わらずやっている。なかなか変わらない

んだと、難しいんだということは重々承知しておりますが、もしかして新しいことも必要なのかなとは思いますが。すみません、ちょっと具体的な案が出せませんけれども、思ってはしまいます。

内海崎会長：ありがとうございます。何か具体的な方法を少し考える必要があるだろうということですね。

原委員、どうぞ。

原委員：これ、再三提言はしているんですけども、私ども、やっぱり男女同数ということで、もう設定してしまっただけで、平等に向けたクォータ制ですよね。例えば、会長が例えば2人いるところがありますよね。そういうところは必ず1人ずつ出すと。複数いるところは、必ず同じ数出すと。この際ですからね、男女二元制で構いませんので、出すと。都立高校も、実は男女クォータ制を取っていたというようなこともありますし、できないことではないんですね。ちゃんとやろうと思えばできることなので、まずはそういうことをして、例えば、何年連続で偏っている場合は、その次の年からはそれを取ると、その制度を取るみたいなふうで、ある程度内規をつくって勧告をするというようなことはできないんでしょうかね。やっぱりそういうのを生み出していないと、いつまでたっても変わらないと思うんですね。

ほかには、会長職が一人の場合は、必ず二人職にするということで、IOCもそう言っていますね。IOCの森さんのときに、もめたときに、どうして二人にしないんだと。二人で男女一人ずつ出せばいいんじゃないというような提言をしていますけれども、海外では結構そういう形で取り組んでいると。ほかの国でも、みんな苦慮しているところでもありますので、そういう形で取り組んでいるというのを、私どもも確認しています。

以上です。

内海崎会長：もう少し強力で働きかけをするということで、もう方法論を決めてしまっただけで、クォータ制の導入も視野に入れながら、連続して偏りがある場合は、強制的に男女平等、二元論といいますか、ともかくまず男女平等にするということで、同数にするという、そういう働きかけを強力にする。あとは、方法論を考えないといけませんけれども、そういうことも、もうそろそろやってもいいのではないかと原委員のご意見です。

事務局、いかがですか。

吉岡部長：ご意見ありがとうございます。この点については、過去から幾度となくこの会議の中でも言われているところではありますので、具体的にどういった方法が取れるのかというのを、今までも検討はしてまいりましたけれども、より具体的な方策というのを、様々な先

進の自治体であるとか、事例なども含めて見させていただいて、なるべく効果的な方策が取れるようにしてまいりたいというふうに思っております。

今、コロナ禍ですので、直接それぞれの所管課の職員なり部課長が、その団体と接するというのができないものですから、直接話をするところの機会が持てないので、その点もちょっと、なかなか進められない状況なのかなと思います。その辺も今後改善してくるでしょうから、その辺りの機会も捉えて、今後も積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

内海崎会長：それでは、千代委員、どうぞ。

千代委員：町会のことを、以前、調べたのですが、大体、文京区内に154の町会・自治会がありまして、5年前だと女性町会長さんが3名ぐらいだったのが、今年度は大体11名になったかしら。町会長を集めて何かお話をするときに、やっぱりそのところを半分にしてほしいって、きちんとおっしゃって、副会長が大体女性ですので、そうじゃなくて、さっきおっしゃったように、クォータ制になるように二人ずつというご提案をしていったら、町会もすぐ分かりやすいのかなと思います。一番遅れているところがそこだと思いますので、是非そのところに力を入れていただいたら、もっと女性が増えて、もし災害でもあったときに、いい働きができると思いますので、言っていないと、町会って一番古い感じの団体ですので、変わらないと思うので、なぜ大切かということをお伝えしてあげたらいいかなと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。事務局、どうぞ。

吉岡部長：ありがとうございます。文女連にお願いしている男女平等センターの事業の中でも、女性の町会長に来ていただいて、講演会をやっていただいたというのもあります。そのように、今回11人の会長の方がいらっしゃいますので、なるべくそういった形で、どういうふうにやっているのかとか、町会の中ではどんな感じで進められているのかとか、実体験をお話しいただく機会も増やして行って、それをなるべく他の町会にも浸透させていければなというふうにも思っておりますので、またご協力を頂ければと思います。ありがとうございます。

内海崎会長：副会長、手が挙がっています。副会長、どうぞ。

斎藤副会長：斎藤です。この件につきまして、原さんのおっしゃったところ、正にそのとおりでと思いますので、これは計画、私たちが策定する計画にどのように盛り込むかというのを、これから私たちが話し合っていければと思っております。

内海崎会長：ありがとうございました。この後の審議で計画のことが出てまいりますので、是

非原委員がご提案なされたことを、計画の中に今度は新規で入れていって、強く働きかけをしようということでの副会長からのご意見ですので、次につなげたいと思います。

それとちょっと気になりましたのは、資料の12ページのところに、教育センター幼児部父母会、28番の団体ですが、この辺りを見ますと、福祉と幼児教育のところはなぜか90%以上が女性で、役員の比率が100%女性という。逆に、ここになぜ男性がいないのかというのは、ものすごく問題だというふうに、私はかねてから思っておりまして、ちょっとこの辺りも今後検討するときに忘れないようにしたいなと思います。

それでは、16番の「男女平等センターにおける学習機会提供の充実」についても説明していただきましたので、ここについていかがでしょうか。まず、千代委員がいらっしゃるので、何か補足があれば、お願いします。

千代委員：よろしく申し上げます。オンラインでこれからどんどん事業をやっていかなきゃならないと思うんですけども、オンラインの設備が何か追いついていなくて、男女平等センターは、35年たっていますが、建物がしっかりし過ぎていて、Wi-Fiがなかなか届かないため、三、四十メートルの有線を張って、研修室Aまで持って行き講演会を行う。⑦に書いてある木山裕策さんの講演会は、これは、講演者ご本人様のご協力で、全部機材を持ち込んでいただいたんですね。とってもいい内容で、ご自分が週に1回ぐらいしか帰れないような猛烈な会社員だったのが、癌を患われて主夫業を1年やったときに、自分がとっても主夫業というのは楽しいだろうなと思って、1年間やったんですけども、とっても大変で、それは男性が自立するのにとても役立って、父親というのも自覚できたというお話しをいただきました。YouTubeで聞いてくださった方が270名ぐらいいらしたんですね。ですから、これからのオンラインでやるための設備を、早く何とかしていただきたいなと思います。

それで、私たち文女連では70代の方がたくさん委員をやってくださっているんですが、去年のコロナになってから、皆さんスマホに変えられて、スマホの研修もやって、本当に新しい知識にどんどん変わって行って、やっぱり生きていくってこういうことだなと、本当に歴史の真ん中にいるなというのを実感しているんですけども、この設備を何とか早く、よろしくお願ひしたいと思います。すみません。

内海崎会長：これはもう、事務局にお願ひするしかないですね。設備ですね。本当に、道具がないとどうしようもないということでございますので、事務局でご検討いただければと思います。

事務局、どうぞ。

吉岡部長：文女連の方々に運営をお願いしておりますけれども、設置としては文京区になりますので、設置者としてもきちんとした管理運営を行っていかなくてはならないというふうに思っております。かなり築年数もたって、老朽化というところもありますので、それらの改善の一環としても、今、コロナ禍でオンラインの重要性というの、ひしひしと感じているところですので、関係の部課のほうにも働きかけてまいりたいというふうに思います。

千代委員：よろしくをお願いします。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、次に進みたいと思います。20番ですね。「男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施」、これを55番、60番と一緒にすることはできませんので、まず20番、事務局からご説明をお願いします。

増田課長：15ページでございます。事業番号20番、「男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施」でございますが、事業実績においては、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、男女平等センターの事業で行った1事業となっております。所管課評価では、このような状況下でも中止することなく開催できるよう、開催方法の工夫を次年度に向けた課題としているところです。

説明は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。本当にここの部分は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんど事業ができなかったという現状がございますので、これでよろしいでしょうか。今後、開催方法をやはり少し何とか工夫していく方向でということで、よろしいでしょうか。

牛嶋委員：すみません、よろしいですか。

内海崎会長：牛嶋委員どうぞ。

牛嶋委員 そうですね。前にあった父親向け子育てとも多分、かなり関連するところかと思うんですけども、普通に働いている人間からすると、できれば何か平日とか、土日でもいいんですが、どちらかというところ夜とかに、セミナー的なものと夜とかにやってもらえると、参加がしやすいかなと思います。開催について、聞くだけだったら、例えば、アーカイブとかでもできるかと思っておりますので、人数のチェックが難しいかもしれないんですけども、とにかく機会を増やす方法は、いろいろオンライン化によって一杯出てきているかと思うので、その辺の工夫をしていただければいいのではないかなと思います。

内海崎会長：千代さんどうぞ。

千代委員：働いている方向けの講座として、今までは金曜日の夜とか、あとほとんど今、土曜

日の午後や日曜日に講演会とか、セミナーを行っていますので、どうぞ気にかけて、ホームページでも見ていただければ有り難いと思いますので、よろしく願いいたします。

内海崎会長：ありがとうございました。オンデマンド配信というのもありますね。

それでは、55番と60番はできますかね。55番と60番を、また一緒に説明していただけますでしょうか。

増田課長：それでは、55番、60番を一括してご説明させていただきます。

まず、17ページでございます。重点項目55「労働関係セミナーの実施」でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、大規模な講習会の開催はできませんでしたが、オンライン開催ですとか、オンデマンドコンテンツの提供、Z o o mによるライブセミナーなど実施方法を変更し、行いました。

次年度に向けた課題といたしましては、前年度同様、引き続き関係機関と協議しながら今後の事業内容や実施方法について検討していくとしております。

続きまして、19ページでございます。事業番号60番「就労支援機関（ハローワーク飯田橋）」との連携による就職面接会等の実施」でございます。評価の理由といたしまして、ミニ就職面接会は、新型コロナウイルスの影響で開催規模が縮小となりましたが、参加いただきました女性の方からのご回答では、「書類選考なしで企業と話せる機会は有り難い」「実際に顔を合わせての面接はとても実りが多く、今後も」と好意的な感想が参加者のアンケートから多数寄せられているというところで、一定程度の評価を得られたとしております。

雇用情勢の回復の見通しが立たない中、今後もハローワーク飯田橋と連携をした面接会等のオンライン開催を含めた効果的な就労支援事業の実施を、次年度に向けた課題としているところでございます。

説明は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、まず55番、「労働関係セミナーの実施」、これもまた新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたようでございますけれども、ご意見等おありになりましたらよろしく願いします。

岩永委員どうぞ。

岩永委員：意見というわけではないんですが、私もこのZ o o m会議は初めての参加で、説明にも書いてありましたように、大変分かりやすく、制作者側が準備くださっている進行に、非常に沿って参加できるんじゃないかと思っています。

今の部分での質問というのは、このコロナ禍の中で2日のセミナーが開かれて、大体一桁前後の参加で、この評価によると女性の参加が積極的に見られているようなことが書いてありますけれども、男性のほうの参加具合はいかがなんでしょうかね。これは、ハローワークと共催の学習会なんですね。

内海崎会長：参加者の男女比ですかね。事務局、いかがでしょう。男女比は、把握していらっしゃいますか。どうぞ。

増田課長：事務局でございます。今、参加者における男女比、男女の人数ということで、ご質問を頂いたのかなと思います。こちらの参加者数といたしましては、創業支援セミナーですと、トータルで112名というところではいただいているんですが、そのうちの72名が男性で、女性の方は40名という人数になっているところでございます。基本的には参加者の方は、男性の方が多いんですけれども、一定程度女性の方もご参加はいただけている状況でございます。

内海崎会長：ということでございます。よろしいでしょうか。

湯田平委員どうぞ。

湯田平委員：ハローワーク飯田橋の湯田平と申します。事業番号55の総務課の就職差別解消月間、雇用主研修会の関係で、簡単に補足をさせていただきたいと思っております。

この就職差別解消月間は、毎年6月に東京都も含めて、国も含めて各自治体と共催をして実施しているところがございます。残念ながら、令和2年はコロナの影響で開催がなく、参加人員がゼロという形になっているところがございます。通常であれば、この雇用主研修会は、大体1,000人以上の規模で行われるという形になっておりますので、2年度についてはちょっと残念なところではございますが、令和3年度につきましては、6月にこちらは開催をさせていただきました。ちなみに、共立女子大学の講堂で、参加人員はやはり絞って315人という形の参加となりました。

当日は、障害者雇用の関係、合理的配慮等の説明について、講師は、法政大学の眞保先生にお願いをして、講演をしていただいたところがございます。

すみません、補足で。よろしく申し上げます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、よろしいですね。60番、就労支援のところですが、湯田平委員、続けて補足等ありましたらお願いします。

湯田平委員：それでは、少し補足をさせていただきます。

まず、令和2年事業番号60の①は、就職面接会等の実施回数が、令和2年5回、②は就職面接会等の延べ参加人数が76というふうになっておりまして、この実施回数の5回の内訳が、その下のミニ面接会が4回、あと、文の京若年者合同就職面接会が1回、この5回になります。参加人員が、私どもが集計したものと違っておりまして、すみません。ミニ面接会の4回というところの参加人数が69になります。文の京若年者合同就職面接会は38ということで、②は合計が76ではなくて107という形になろうかと思っておりますので、こちらはちょっと再度数字の再確認をお願いできればなというふうに思っております。

ちなみに、ミニ面接会は4回実施をさせていただきました。参加人数は69名ということですが、女性の方が41名、全体の59%の参加になっております。文の京若年者合同就職面接会は1回開催しておりますが、こちらは38名の参加の中で女性が16名42%、全体ではトータル107名で、うち女性の方が57名、割合は53%、参加者の半数以上が女性という形になっているところでございます。あと、なかなかちょっと申し上げにくいところなんですけれども、具体的成果、採用の人数がちょっとこちらは出ておりませんが、全体で4名です。うち女性が3名という結果になっているところでございます。

あともう1点、オンラインの面接会の関係も、前年度2年度にいろいろ試行的にやらせていただきました。2回ほど実際にやったんですけれども、なかなか参加者も少ないというところで、これが令和3年度の課題なのかなというふうに考えているところでございます。

私からの補足は、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご意見を60番に関しましてお願いいたします。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：今、湯田平委員の説明で大体分かったんですが、おおむねこの三、四年ずっと好評な評価理由が続いていますけれども、実際どれくらい決まっているのか、あるいは出展される側の感想で、利用していい成果が得られると出展する企業の側が思っているのかという点が、ちょっと評価の部分にあると、より分かりやすいかなということです。あと、オンライン環境として、本当に昨年度は、自分が弁護士会で新人の合格者の就職合同説明会を開催している経験がある関係上、去年はオンラインだったんですね。マイナビさんとかそういう業者の方とお話しすると、ほとんどオンラインだったということなので、本来、去年、今年、今年は、オンライン環境がむしろ必須だった気がします。他方で多分、オンライン環境がない方とか、使い慣れない方へのサポートというのは、多分、今後も引き続きご検討いた

だくべきところなのかなと思っておりまして、今の説明で大分分かったので、そういった点も加えて、この書類を作っていかれると分かりやすいと思いました。

内海崎会長：ありがとうございました。湯田平委員どうぞ。

湯田平委員：すみません、補足で。

そうですね。今のお話の中で、事業所側からのアンケートの中からも感想といえますか、この評価に入れていくことも必要なのかなというふうに考えております。あと、今年度も、令和3年度もやっぱり地元、オンラインの関係でも面接会も企画はしているところなんですけど、たまたま職種的に介護関係の事業所というところもございまして、宣伝の方法がよかったのかはあれなんですけど、実際に参加者がいなくて面接会が開催できなかったというところもありますので、これも今年度いろいろ検討しながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

では、委員の皆様ご意見をお願いいたします。60番に関しまして。今、藤井委員から成果の問題ですとか、オンラインのことをもう少し詳しく説明する必要があるということについてご指摘いただきましたが、それ以外にいかがでしょうか。よろしいですか。

実は、あと68番、80番、そして今回最初から第3回に回って67番、そして118番と4項目残っているんですけども、実は、次の男女平等参画推進計画の改定についてご審議いただかなければなりませんので、事務局、この残りを第3回に回してよろしいですか。

増田課長：大丈夫でございます。

内海崎会長：それでは、残っている部分67、68、80、118ですかね。これらを第3回に回して、そちらで議論を、ご審議をいただくことにいたします。

それでは2番目ですね。二つ目の文京区の男女平等参画推進計画の改定についてですね。ただ、今回、先ほど議論していただいた重点項目、事業番号60番までの内容につきまして、ほかにご意見がおありでしたらば、7月19日までに事務局にメールをとということでございますので、その辺りは、後でまたご連絡をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

前回の会議で計画改定の方向性につきまして、現行の体系をベースに国の第5次男女共同参画基本計画、それから区の現行計画と比較を行い、昨年度実施いたしました区民調査から見えた課題も踏まえ、ご議論いただきましたところ。その議論を踏まえて、事務局で整

理をいたしまして、改定案が示されました。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

増田課長：それでは、まず資料第2－1号から順にご説明をいたします。

前回の会議で、会長からもお話を頂きましたが、その会議の中で計画改定に向けまして、文京区が何を目標しているのか、文京区らしさが分かる形になっていることが大事ですというご意見をはじめ、様々委員の皆様からもご意見を頂いたところでございます。そのご意見を踏まえ、体系案を検討するに際しまして、基本的な考え方についてまとめてみたのが、こちらの2－1号になります。区の計画改定に向けまして、社会的背景といたしまして大きなものとしては、こちらの三つを示させていただいております。

そして、右側にあります昨年度実施いたしました区民調査からは、点線で囲っておりますけれども、無意識の偏見と思い込みから生じている問題ですとか、教育現場での男女平等の実現など様々な課題が浮き上がっているところでございます。

そうしたところを踏まえ、計画の方向性といたしましては、文京区男女平等参画推進条例の理念に基づきつつ、全体を見渡しましてより平等な社会を目指す表現を入れ、全ての人、あらゆる人というような形での表現にしたこちら四つのIからIVの項目、方向性を整理させていただきました。

続きまして、資料の第2－2号、1ページでございます。資料2－2号の1ページをご覧くださいいただければと思います。

すみません、ちょっとまだ画面の共有が追いついていないんですが、今、用意をさせていただいております。こちらの1ページです。ただいまご説明をしました資料2－1号の下のほうに書かせていただいている計画の方向性に基づきまして、四つの大項目、中項目、小項目につきまして、現行計画と新たな計画体系案との変更箇所をお示した図でございます。

まず、上の部分にちょっと細くて見づらいと思うんですけれども、表の項目についてでございます。改定する現行計画の中項目の部分です。（課題）と書いてあるところですが、こちらの内容が課題ではなくて、施策の考えをまとめたものでございましたので、今般、右側の部分になるんですけれども、中項目の横にあります括弧書きを（施策の方向性）といたしました。

続きまして、図表中の左側の現行計画体系の右側のところに印がございます。丸印につきましては、現行計画のまま、矢印につきましては、文言整理を行い、位置付けは変更なし。移動の移という字は、現行の項目から違う項目へ移動。バツにつきましては削除。括弧書き

で、改定後の計画の体系の方に載っているんですが、新規というものは新たに追加をしたものになります。

では、大項目ごとにご説明いたします。ページが変わりまして、資料第2-2号の2ページになります。新体系案のポイントです。こちらのページの中段をご覧ください。

大項目、目標ですね。「あらゆる人が人権を尊重し、多様性を認め合うことができる社会」を目指し、性自認及び性的指向も含めたジェンダーについて意識を高めるための施策をまとめております。全ての取組の土台となる「教育」や「意識形成に関わること」、性別にかかわらずあらゆる分野で誰もが活躍できるための「政策・方針決定過程」「地域参画」及び「防災」に関する取組を合わせた内容といたしました。

中項目の3の部分でございます「性自認及び性的指向」は、ジェンダー平等の考え方についても重要なキーワードであり、区職員を始め区民に広く理解してもらう必要があるとして、中項目と小項目を新たに追加いたしました。

また、このページの下の部分ですけれども、この項目案の内容に係る国の計画、区民調査から見える課題、そして前回の会議での委員意見を掲載しております。

引き続き、説明させていただきます。3ページでございます。

こちらの中段に改定のポイントを入れさせていただいておりますが、一部訂正がございます。こちらの3ページ目の大項目の一番上、画面ではあらゆる人の職業生活における活躍の推進と書いておりますが、皆様に先行してお配りしている資料のほうの表現が間違えたものになっておりますので、大変恐縮ではございますがお手元の資料につきましては、こちらの今画面に出ている表記にお直しをいただければと思います。

こちらの体系案のポイントに戻らせていただきます。中段に書かせていただいているところでございます。女性活躍推進計画ですが、こちらは元々この計画に関連する計画でございまして、現行の計画改定後に、女性活躍推進法に基づきまして策定したため、現在別計画となってしまっております。そのため、今回の計画改定の際に一つの大項目、目標として整理をさせていただきまして、関連する項目を集約し、中項目といたしまして家庭、仕事と家庭、仕事環境と三つに区分をいたしまして、家庭生活の場から働く場に至るまでの様々な視点でワーク・ライフ・バランスを推進していく内容といたしました。

女性活躍推進計画は、女性の職業生活における活躍の推進について策定したものでございますので、現行計画の中項目の2、地域社会及び4、政策・方針決定過程の項目は、移動をさせていただきました。

続きまして、4ページでございます。こちらの大項目Ⅲにつきまして、現行計画では安全・安心な暮らしとして健康及び防災を含めておりましたけれども、暴力防止を含めた心と身体
の健康をまとめた内容に集約をいたしました。配偶者等暴力防止基本計画に当たる配偶者等
からの暴力の根絶等支援については、ドメスティックバイオレンスの防止と対応についてよ
り細分化した施策を設けることにより、より取組の見える化を図っております。配偶者等か
らの暴力と密接に関わっている児童等への虐待や、子ども、若年層に対する暴力について取
り組む必要があることから新規施策を設けているところでございます。施策の「女性への暴
力撤廃国際デーと暴力撤廃の呼びかけ」は、施策というより事業でございますので、小項目
から削除し、計画事業とすることを考えております。

そして5ページでございます。大項目のⅣは、現行計画を生かし、大きな変更はしており
ません。小項目の「男女平等参画の視点に立った調達制度の活用」につきましては、施策と
いうより事業に近いことから小項目から削除し、計画事業とすることを考えております。ま
た、「国・都への要望と連携強化」につきましては、文言を整理し、国・都・大学・企業・
民間団体との連携の強化といたしました。こちらの部分につきまして申し訳ございません。
皆様のお手元にお配りしている資料では、新規のほうの（3）、国・都の文字が入っており
ませんので、お手数ですが追加をお願いいたします。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、今回で新しい体系を確定し、議論を終了して、次回では各事業がぶら下がって
くる形になりますので、今回最後だということでご意見を頂きたいんですが、各資料2-2
の2ページ、大項目Ⅰから見ていきたいと思っております。大項目Ⅰ、あらゆる人の人権を尊重し、
多様性を認め合う意識の醸成と取組の推進ということで、こちらについてご意見を頂きたい
と思っております。いかがでしょうか委員の皆様。資料の2ページになりますね。大項目のⅠです。
ご意見をどうぞ。

前回の皆様方のご議論をかなりの確に整理していただいて、入れてくださっているかなと
いう印象を持ちました。男女平等からジェンダー平等という文言等も含めまして、かなり適
切に事務局、ご苦労いただいたなという印象を持っておりますが、いかがでしょうか。

藤井委員：藤井です。

内海崎会長：すみません、ちょっと待ってください。森先生から今、森委員お願いします。森
先生どうぞ。森先生、マイクが入っていますでしょうか。すみません、事務局、森先生にチ

ヤットを送っていただけますでしょうか。

では、藤井委員の手が挙がっていたので、藤井委員にお願いします。先に、藤井委員お願いします。

藤井委員：私も全体を見させていただいて、また今の説明を伺って、とてもよく精緻に整理されてまとめられているなど感心しております。意見、こちらで皆さんがおっしゃったことも大分的確に載っていますし、だから後でちょっと次回の事業がひも付いてくるのを待ちたいなど思ったところであります。

内海崎会長：藤井委員からそういうご意見です。森委員大丈夫なのかな。では、一番目よろしいですか。

では、第Ⅱ項目、ちょっとタイトルが変更になったようですけども、あらゆる人の職業生活における活躍の推進ということで、大項目のⅡですね。これについては、いかがでしょうか。ご意見があればどうぞ。

副会長いかがですか。

斎藤副会長：ありがとうございます。私もこちらについては、もう本当に前の意見を区のほうで本当に整理されて、かなり盛り込んでいらっしゃるの、体系的にはもう本当にこれでいいと思うので、この先の話し合いを、次回以降充実させていければいいのかなと思っておりますが。

内海崎会長：ありがとうございます。特に、ここの部分はどんな事業がぶら下がってくるかということがポイントになるかなというふうに思います。こちらは、女性活躍推進計画となっておりますので、どんな項目が出てくるか。事業項目ですね。そちらに少し注目して見ていきたいなというふうに思っております。ほかの委員の方はよろしいですか。

森委員、どうぞ。

森委員：コンピューターの調子が悪いので、スマートフォンに切り替えました。

もう既にお二人の方がおっしゃっていたから意見はほぼ同じなんですけれども、会長が今、意見はどうですかとおっしゃっていたのは、この体系に対してどういう点についてどうですかとお尋ねになったのかなと聞こうと思ったんですが。

内海崎会長：大項目ごとに事務局が整理していただいたものに対して、文言等、表記も含めまして、順番ですとか、いろいろ工夫されているんですが、その点についてご意見をどうぞということだったんです。

森委員：前回のこの会議のときに出ていた委員の意見が、ちょうどこの小項目のところに出て

きているんだったら、それはそれでいいじゃないかというお答えでよろしいということですね。

内海崎会長：そのとおりです。ありがとうございます。

森委員：それでは、ごめんなさい。先生が何をお聞きになっているのかなというのを確認したかっただけなので、ちょうど私の前のお二人の委員の方がおっしゃっていたのと同じ意見なので。よろしくをお願いします。

内海崎会長：ありがとうございます。

原委員が手を挙げられていらっしゃいますね。原さんどうぞ。

原委員：私も、同じ感じを持ちますけれども、ちょっと細かいところで突っ込むと、面白いことがあります。大項目Ⅰ、「あらゆる人の人権を尊重し」というところですね。これは、あらゆる人というのは、昔は男だけだったんですけれども、今は本当にあらゆる人になったというような、一巡してやはり本来の形に戻す方向で行くのがいいと思うので、そういう意味で本当にいいと思うんです。その下の新体系案のポイントというご説明のところでは、もうちょっと突っ込んで、「あらゆる人が人権を尊重し」というふうになっていて、これは間違いではないと思うんですが、たとえ間違いだとしてもとてもいいことで、つまり人権を尊重されない、あるいは人権を尊重されるべき人がいるということは、やっぱり人権を尊重していない人がいるわけですね。でも、それはやっぱり望ましくなくて、やはりあらゆる人が自分の人権も尊重し、他者の人権も尊重しという、こういう主体としてやっぱり関わっていかないと、人権尊重というのは達成できないので、すごくこれは多分、わざわざこういうふうにしてくださったんじゃないかと思うんですけれども、その辺は事務局の皆さんにお聞きしたいと思います。

以上です。

内海崎会長：事務局、いかがでしょうか。

増田課長：事務局でございます。ご指摘ありがとうございます。

率直に申し上げますと、今言われた部分は、意図して書かせていただいているものではなくて、単純にあらゆる人のというところのものかとは思いますが。ただ、今おっしゃられましたとおり、こちらの計画を推進していくに当たりましては、原委員がおっしゃられました、あらゆる人の人権を尊重するとともに、あらゆる人がというところの観点も漏らさずに、こちらの計画の中で実際に推進していく中で、当然認識していくべきものだと事務局のほうも考えておりますので、ご指摘ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございます。今、原委員がご指摘された点ですが、私はこれはどこに入れるかということも踏まえてちょっと考えておきたいなと思っております、あらゆる人という表記が、以前は男性だったということ。それがどんどん変化をされていて、本当の意味であらゆる人になったということなんですよね。その件に関しては、あえてこのあらゆる人という言葉を使ったことの意味ですね。これを少し何らかの形で計画の前段辺りに説明しておく。つまり、本当に今、ようやくあらゆる人になったんだということを何らか表記しておくのが、文京区らしいのかなというふうに原さんの意見を聞いていて思っておりましたので、それは後ほどまた少し皆様とご議論して考えていきたいと思っております。

それでは、項目のⅢに参ります。暴力のところですね。「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」というところです。前回のご議論いただきました内容が入っているとは思われますけれども、あえてもう少し、あるいはここのところをちょっと工夫してほしい等のご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

ないようでしたら、副会長すみません。新規の計画の3のところの(1)セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとなって、このセクションが入ってきたことについて、ご専門ですのでちょっと解説をお願いできればと思います。

斎藤副会長：セクシュアルが入りましたのは、元々この日本語の意味が性と生殖に関するということで、セクシュアルという意味を含んでいたということがありまして、国際社会の中で、最初にリプロダクティブ・ヘルスというものが出てきて、その当時に日本語の訳で、もう先に性と生殖に関するという訳をつけました。その後国際社会の中でセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスというセクシュアルという部分がついたんですが、そこがもう日本語の中では先行して入っていたので、その日本語の訳とそれから今の国際社会の人権の中で、性と生殖に関する人権というのが、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツということで、一緒に説明をされていますので、そこを加えました。特に、セクシュアルということが入ることによって、そのSOGI、LGBTQの方たちのセクシュアル・ライツというものですとか、高齢者、それから障害を持つ方のセクシュアル・ライツというものが入ってくるということもありまして、あえてといいますか、今の国際社会に合わせてこういったことをセクシュアルということで盛り込んでいるということになります。

内海崎会長：ありがとうございます。今、副会長からご説明ありましたように、子どもの権利条約にもありますし、それから性の権利宣言等も行われております。そこには、セクシュアル・ライツが基本的人権であるということが明記されておりますので、本当に生まれたと

きから高齢になるまでセクシュアル・ライツ、セクシュアリティの権利というのが、基本的
人権であるということ。これをこの文言に、あえてセクシュアルということを入れたこと
によって、文京区がそういった視点で計画を作っていくんだということで、大変意義のあるこ
とだと、私は個人的には思っております。

それでは、私ばかりお話ししてはあれなので、ほかの委員の方、何かご意見等おありにな
れば、よろしいでしょうか。お願いいたします。

牛嶋委員どうぞ。

牛嶋委員：ここに例えばネットリテラシーであるとか、インターネットにおけるそういう差別
表現だったりとか、そういったもの、どちらかというとな暴力に近いとは思いますが、
そういったものというの、このカテゴリーに入ってくるものなんでしょうか。どこかに
入っている、2の(3)に近いのかなとは思いますが。その辺ちょっと教えていただけま
すでしょうか。

内海崎会長：2の(3)に入るかということですかね。インターネット、情報リテラシーのと
ころですね。

事務局、いかがでしょうか。

増田課長：今、おっしゃられましたとおり、2の(3)のところに該当するものとして、事務
局も考えておるところでございます。

牛嶋委員：ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。2の(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現
への対応のところ、インターネット関係も入れるということだそうです。

ほかに、いかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

原委員：今のご質問に関連して、私も思い出したんですが、実はフィルタリングというのがあ
りまして、いろいろな公的施設などでも若い人が不適切なコンテンツを見ないようにフィル
タリングされるというのがありますけれど、そこにややもするとLGBTの若者にとって大
事な情報が紛れ込んでいまして、シャットアウトされると。遮断されるということが、やっ
ぱりいろいろな区で起きているんですね。それで、文京区で実際に行ってみて使ってみない
と、何が遮断されるか分からないので、文京区のほうでもしご存じだったら、その点もまた
見ておいていただけると有り難いと思います。今ちょっと法律改正の時期で、問題を取り上
げているところでございます。

内海崎会長：事務局、何か情報をお持ちですか。フィルタリングのことですけれど。

増田課長：すみません、今時点でちょっと把握しておりませんので、確認をさせていただきまして、次回以降ご回答できたらと思っております。

内海崎会長：よろしく願いいたします。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、何かありましたら、お気付きのことがありましたら、ご意見お願いいたします。それでは、IVの推進体制の整備というところですね。こちらは、ご意見いかがでしょうか。森委員どうぞ。

森委員：UN Womenとの連携というのは、どこに入るんですかね。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

増田課長：こちらは、2の(1)です。国際社会の取組との連携というところに含まれると事務局のほうでは考えております。

森委員：ありがとうございます。一つ、ちょっとUN Womenは余りにも有名過ぎるんだけれども、例えば、これまでにこの国際社会との取組の連携でUN Women以外って、どういう事例がありましたでしょうかね。ちょっとあったような気もするんですが、私も覚えていないんですけれども、何か記録ってありますか。だから、UN Women以外で、今後文京区とこういう男女平等参画に関するこの連携というのは、今までってどういう組織でやっていたか。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

吉岡部長：現行の計画の中でも、この国際社会の取組と連携の中にはUN Womenとの連携と、あともう一つUNHCRなどの国際機関との連携、また、文京区内にも大使館がございまして、そこら辺との連携等も具体的にアカデミー推進部というところが連携していたりしますので、様々な機関を通じて、あとダイバーシティ推進担当課では、スウェーデンとかと、かなり先進的な取組をしているということで、大使館等との連携等もありますので、それらを含めて国際社会の推進ということで考えているところです。

また、NGOのジョイセフには、区民の方々が使ったランドセルを送る事業等もしておりますので、様々なところで幾つかの事業も通して国際連携を図っているというのが実情でございます。

森委員：ありがとうございます。それは、こうやって今後、何か成果の評価といたしますか、体系をつくるときですから具体的にやっぱり見通しがあるといいなと思って、私は、文京区の大使館って、余り存じ上げなくて、ちょっと勉強不足でした。スウェーデンがあるんですね。

分かりました。UNHCRも、そういう今までに連携というか実績があって、そこと連携があるわけだから、それをさらに展開ということがあるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

吉岡部長：大使館ですと、ほかの区から移ってきたところではベナン共和国というところがございますのと、あとUNHCRですと、何年か難民映画祭というのをやっております、文京区のシビックホールを会場にして、やっているというような実績もございます。

森委員：例えば、ジェンダーインデックスですか、少なくとも日本は下のほうですから、どんな国も日本より上でしょうから、どの国の大使館あったとしても、恐らく日本がそっくりそのままできることはないんだけど、やっぱり上位の国の大使館の何か連携があるといいかなというふうに思いました。

ちなみに、僕は国の名前、勉強不足で知らなかったんですけども、何という国でしたでしょうか。

増田課長：ベナンです。

森委員：ベランですか。ベランというのはちょっとごめんなさい。ジェンダーインデックスでどこにいるのか知りませんが、日本よりは上なんでしょうね。

増田課長：ベナンです。

森委員：ベナンね。

増田課長：すみません。

森委員：日本は下のほうですから、どの国もそのままそっくりというわけにはいかないんだけど、やっぱりその国の実情に応じていろんな政策をしているとか、どう変化があったかというのは、少し参考になるかなと思いました。ありがとうございます。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

副会長、手を挙げていたようですけれども、どうぞ。

斎藤副会長：すみません。私の所属の団体のジョイセフの名前が挙がりましたので、私から一言と思ひまして。

ジョイセフも、文京区と事業をやらせていただいております、毎年ランドセルを集めて、それでアフガニスタンに送るという事業に協力をしていただいております。それで、アフガニスタンでは男子学生、女子生徒も含めてなんですけれども、小学校に通う子どもたちにラ

ンドセルを送ることによって、女子の就学の支援をしているというような形でやらせていただいております。

それから、さっきスウェーデンの話が出ましたが、スウェーデンの大使館は文京区にはないんですけれども、確か港区でしたか。でも事業としては、写真展とか、あと、男性の料理教室みたいなものもスウェーデンと協力しているのではないかなと思いました。

千代委員が何か補足してくれそうな感じですけど、いかがでしょうか。

千代委員：男女平等センターでスウェーデンの料理教室をやっていたことがありました。

森委員：森ですが、それだけたくさんこれまでの実績とかがありましたら、新たな取組もそうですけれども、文京区としての取組として、最初に文京区らしさというのが一つの目標でしたから、非常にたくさん先の見えるといたしますか、実績として外に対して文京区らしさというのをアピールできるかなというふうに思いました。ありがとうございます。楽しみです。

以上です。

内海崎会長：楽しみです。ありがとうございます。

ほかに、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本日委員の皆様から頂きましたご意見を踏まえて、修正、そして計画事業が盛り込まれたものが、次回の推進会議にてご確認いただけるかと思っております。計画の体系は、ではこの事務局案で決定をさせていただきます。

先ほどこの議論に入る前に、前半で推進状況評価についてのご意見を頂きましたけれど、そのほか、お気付きの点につきましては、7月19日月曜日、正午までに事務局へメールでご意見をお願いします。今日残ったものは、第3回、次の会議で皆さんにご検討いただこうと思っておりますが、今日意見を頂いた部分について、もし加えたいことがおありになりましたら、19日月曜日の正午までだそうなので、よろしくお願いします。

それでは、体系につきましては事務局案をほぼそのとおりに決定いたしましたので、今後、事務局では作業にお入りくださいませ。よろしくお願いいたします。

これで、大体審議内容は全て終了というか、ちょっと積み残しはありますけれども、これは3回目、次回にということで、その他といたしまして、事務局から連絡事項があると思っておりますので、よろしくお願いします。

増田課長：皆様、本日もまた熱心なご審議をいただきまして、ご意見をいただきましてありがとうございます。本日頂きました意見を踏まえまして、次回、第3回に向けて資料の作成をしてまいりたいと思います。

次回のスケジュールでございます。第3回、こちらの会議につきましては、9月2日の木曜日、午後3時から同じくオンラインにて開催をさせていただきたいと思っておりますので、ご予定のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。正式なご通知、また資料につきましては、後日送付、ご連絡申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

また、先ほど会長のほうからもお話がございました本日ご審議いただきました内容におきまして、何か不明な点ですとか、ご質問等がございましたら、日にちが短くて大変恐縮ではございますが、7月19日の月曜日、正午までに私ども事務局のほうにメールでお寄せいただければと思います。お手をかけて恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

次回、第3回につきましては、本日推進状況評価でご審議ができなかった部分、あとご報告ができていなかった部分、それから女性活躍推進計画のご報告、それと、こちらのほうで体系案をご審議いただきまして、そちらに計画事業をお示しした内容、そして先ほど少しお話をいたしました成果指標についての事務局案について、お示しをしてご審議をしていただくご予定でございます。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和3年度第2回文京区男女平等参画推進会議を終了いたします。予定よりも少し早く終了いたしました。一つ目の審議事項を早めに切ってしまったというのもあるんですけども、すみません、第3回に回しますので、皆様ご了承いただきたいと思ひます。

それでは、大変お疲れさまでした。次回もよろしくお願ひいたします。失礼いたします。